

国立大学法人和歌山大学公用自動車運行管理規程

制 定 平成21年 9月24日  
法人和歌山大学規程 第961号  
最終改正 令和 4年 3月30日

(趣旨)

第1条 国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）が所有する自動車の管理及び運用については、法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車 道路交通法（昭和35年法律第105号）に定める自動車をいう。
- (2) 公用自動車 本学が所有する別紙の自動車をいう。
- (3) 登録運転者 第7条第2項の登録運転者名簿に登録された者をいう。

(公用自動車の管理)

第3条 公用自動車は、栄谷団地、西小二里団地、吹上団地及び南紀熊野サテライト（以下「団地等」という。）で、それぞれ管理及び運用する。

(公用自動車の運転)

第4条 公用自動車は、登録運転者でなければ、運転することはできない。

(総括責任者)

第5条 公用自動車に関する総括責任者として、理事（総務担当）を充てる。

(安全運転管理者及び公用自動車運行管理者)

第6条 学長は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第74条の3の規定に基づき、安全運転管理者を選任し、和歌山県公安委員会に届け出なければならない。

2 学長は、前項の安全運転管理者が『安全運転管理者等に関する事務取扱規程』（和歌山県公安委員会規程第11号）の規定により、認定申請の審査結果が不合格となった場合は、前項の安全運転管理者の選任を取り消して新たな安全運転管理者を選任して、和歌山県公安委員会に届け出なければならない。

3 安全運転管理者は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第9条の10に定める次の業務を行わなければならない。

- (1) 公用自動車の運転に関する登録運転者の適性、技能及び知識並びに法及び法に基づく命令の規定並びに法の規定に基づく処分の登録運転者による遵守の状況を把握するための措置を講ずること。
- (2) 法第22条の2第1項に規定する最高速度違反行為、法第58条の3第1項に規定する過積載をして自動車を運転する行為、法第66条の2第1項に規定する過労運転及び法第75条第1項第7号に掲げる行為の防止その他安全運転の確保に留意して、公用自動車の運行計画を作成すること。
- (3) 登録運転者が長距離の運転又は夜間の運転に従事する場合であって、過労等により安全な運転を継続することができないおそれがある時は、あらかじめ、交替するための登録運転者を配置すること。

## 公用自動車運行管理規程

- (4) 異常な気象、天災その他の理由により、安全な運転の確保に支障が生じるおそれがあるときは、登録運転者に対する必要な指示その他安全な運転の確保を図るための措置を講ずること。
  - (5) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第47条の2第2項の規定により運転者が行わなければならないとされている自動車の点検の実施及び過労、病気その他の理由により正常な運転をすることができないおそれの有無を確認し、安全な運転を確保するために必要な指示を与えること。
  - (6) 登録運転者名、運転の開始及び終了の日時、運転した距離その他自動車の運転の状況を把握するため必要な事項を記録する書類を備え付け、運転を終了した登録運転者に記録させること。
  - (7) 登録運転者に対し、自動車の運転に関する技能、知識その他安全な運転を確保するため必要な事項について指導を行うこと（法第74条の3第2項に規定する交通安全教育を行うことを除く。）。
  - (8) 登録運転者に対し、運転前後において、酒気帯びの有無について、目視等で確認し、確認の内容を別紙様式3により記録してその記録を1年間保存すること。
  - (9) 登録運転者に対し、運転前後において、酒気帯びの有無について、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国家公安委員会が定めるものをいう。次号において同じ。）で確認し、確認の内容を別紙様式3により記録してその記録を1年間保存すること。
  - (10) アルコール検知器を常時有効に保持すること。
- 4 総括責任者は、各団地等所属の公用自動車の適正かつ効率的な運行及び管理に関する業務を行うため、安全運転管理者の補助者として公用自動車運行管理者（以下「運行管理者」という。）を次表のとおり置く。

団地等	運行管理者
栄谷団地	施設整備課資産管理係長
西小二里団地	総務課教育学部附属特別支援学校係長
吹上団地	総務課教育学部附属小学校・中学校係長
南紀熊野サテライト	研究・社会連携課生涯学習・リカレント教育係長

（電磁的方法による記録）

第6条の2 前条第3項第6号に規定する事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるときは、当該記録をもって同号に規定する当該事項が記載された書類に代えることができる。

（登録運転者の登録）

- 第7条 本学の業務等を遂行するために公用自動車を運転しようとする者は、運転者登録（更新）申請書（別紙様式1）に運転免許証の写しと無事故・無違反申告書（別紙様式4）を添付して所属する部局の課長（附属学校教員にあつては、副校長）（以下、「課長等」という。）を通じ、総括責任者に提出し許可を受けなければならない。
- 2 総括責任者は、前項の許可をした場合は、必要な事項を登録運転者名簿（別紙様式2）に登録するものとする。
  - 3 登録運転者は、運転免許証を更新したときは、直ちに運転者登録（更新）申請書（別紙

様式1)に運転免許証の写しと無事故・無違反申告書(別紙様式4)を添付し、課長等を通じて総括責任者に提出し、登録運転者の更新の許可を受けなければならない。

(運転者の登録申請基準)

第8条 前条第1項の登録申請の基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 普通自動車第一種、中型自動車、大型自動車の各運転免許のいずれかを有していること。
- (2) 普通自動車以上の運転経験が3年以上あること。
- (3) 運転免許の効力の停止を受けていないこと。
- (4) その他、総括責任者が特に必要と認めたこと。

(総括責任者への申出)

第9条 登録運転者は、法違反その他の理由により自動車を運転できない状況になったときは、直ちに、課長等を通じ総括責任者に申し出なければならない。

(登録運転者名簿の抹消)

第10条 総括責任者は、登録運転者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、登録運転者名簿から当該登録運転者を抹消しなければならない。

- (1) 第7条第3項に規定する登録運転者の更新許可を受けなかったとき。
- (2) 第9条に規定する届け出があったとき。
- (3) 第13条に規定する登録運転者の義務を怠ったとき。
- (4) 退職、転職等で登録運転者が本学の職員でなくなったとき。
- (5) その他、総括責任者が登録運転者に公用自動車を運転させることが不相当と判断したとき。

(公用自動車の利用基準)

第11条 公用自動車は事務的な用務に利用することとし、利用基準は、次のとおりとする。ただし、研究用務に係る利用は除くものとする。

- (1) 資料等を運搬する場合
- (2) 本学への来客等を送迎する場合
- (3) 本学施設又は官公庁等への事務連絡等に利用する場合
- (4) その他業務上必要な場合

(公用自動車の利用申請等)

第12条 登録運転者は、公用自動車を利用する場合は、別紙様式3による公用自動車利用申請書を、当該団地等の運行管理者に申請し、許可を受けなければならない。

(登録運転者の義務)

第13条 登録運転者は、公用自動車を使用する場合は、次のことを遵守しなければならない。

- (1) 登録運転者は、公用自動車を運転する場合は、法の定めに従い、事故防止に努めなければならない。
- (2) 登録運転者は、公用自動車を運転する前は、公用自動車の点検を実施しなければならない。
- (3) 登録運転者が公用自動車を使用し、法違反により課せられる罰金、科料及び反則金等については全て当該登録運転者が負担しなければならない。
- (4) 登録運転者は、公用自動車を使用した後は、所定の場所に格納し、別紙様式3による運行記録を当該地区等の運行管理者に報告しなければならない。ただし、特別

## 公用自動車運行管理規程

の事情があり、別紙様式3による運行記録ができない場合は、安全運転管理者が別に様式を設けることができる。

(5) 登録運転者は、公用自動車を使用する場合は、安全運転管理者及び運行管理者の指示に従わなければならない。

(6) 登録運転者は、安全運転管理者が実施する安全運転講習会を受講しなければならない。

(事故発生時の措置等)

第14条 登録運転者は、公用自動車を運転中に事故を起こし、又は事故に遭った場合は、負傷者の救護、道路における危険の防止及び警察への通報等の必要な措置を講じた後に遅滞なく、所属長及び当該団地等の運行管理者に報告しなければならない。

2 運行管理者は、前項の報告を受けた場合は、遅滞なく、総括責任者及び安全運転管理者へ報告しなければならない。

(各団地等における取扱い)

第15条 この規程に定めるもののほか、公用自動車の管理及び運用について必要な事項は、当該団地等において定めることができる。

2 運行管理者は、各地区において定めをした場合は、総括責任者へ報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成21年9月24日から施行する。

附 則 (平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1083号)

この改正規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 (平成23年2月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1168号)

この改正規程は、平成23年3月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1290号)

この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1449号)

この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

なお、この改正前までに登録運転者名簿に記載されている者は、第7条第1項の規定にかかわらず、従前の運転者の登録申請基準により申請があったものと見なす。ただし、第7条第3項に規定する登録運転者の更新は、平成26年4月1日より適用する。

附 則 (平成26年5月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1522号)

この改正規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第1671号)

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年9月11日一部改正：法人和歌山大学規程第1693号)

この改正規程は、平成27年9月11日から施行する。

附 則 (平成28年2月1日一部改正：法人和歌山大学規程第1732号)

この改正規程は、平成28年2月1日から施行する。

附 則 (平成28年10月17日一部改正：法人和歌山大学規程第1855号)

この改正規程は、平成28年10月17日から施行する。

附 則 (平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1976号)

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月31日一部改正：法人和歌山大学規程第1984号）

この改正規程は、平成29年5月31日から施行する。

附 則（平成29年7月14日一部改正：法人和歌山大学規程第1989号）

この改正規程は、平成29年7月14日から施行する。

附 則（平成29年12月1日一部改正：法人和歌山大学規程第2006号）

この改正規程は、平成29年12月1日から施行する。

附 則（平成30年3月12日一部改正：法人和歌山大学規程第2032号）

この改正規則は、平成30年3月12日から施行し、平成30年2月28日から適用する。

附 則（平成30年6月22日一部改正：法人和歌山大学規程第2071号）

この改正規則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第2438号）

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、改正後の第6条第3項第9号及び第10号の規定は、令和4年10月1日から施行する。

公用自動車運行管理規程

別紙

団地等：栄谷団地

メーカー	車名	登録番号	資産番号
ニッサン	リーフ	和歌山 300 ひ 8932	MM0130000000683
ニッサン	リーフ	和歌山 300 ひ 8933	MM0130000000684
トヨタ	アルファード	和歌山 300 も 2939	リース
ダイハツ	ハイゼットト ラック	和歌山 480 そ 8490	MM0170000000428

団地等：西小二里団地

メーカー	車名	登録番号	資産番号
日産	シビリアン	和歌山 200 さ 682	MM0090000000525
ホンダ	バモス	和歌山 580 す 9905	MM0080000000636
ニッサン	リーフ	和歌山 300 ひ 8934	MM0130000000688
ダイハツ	タント	和歌山 580 た 2876	MM0090000000711

団地等：吹上団地

メーカー	車名	登録番号	資産番号
ニッサン	リーフ	和歌山 300 ひ 8935	MM0130000000689

団地等：南紀熊野サテライト

メーカー	車名	登録番号	資産番号
ダイハツ	タント	和歌山 580 て 2611	MM0100000000699

運転者登録 (更新) 申請書

総括責任者 殿

(課長等)  
部局  
職名・氏名

下記の者について、和歌山大学公用自動車運行管理規程第 7 条に基づき、公用自動車の運転者登録 (更新) を申請します。

記

No.	氏 名	免許の種類	免許取得 (更新) 年月日	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※注意事項

- 1 運転免許証の表面及び裏面の写しと別紙様式 4 の無事故・無違反申告書を添付すること。
- 2 運転者登録 (更新) において、特に必要と判断した場合は上記 1. 以外の書類を添付することができる。

- 
- 上記の登録申請を許可する。
- に係る申請を除き、上記の登録申請を許可する。

総括責任者	安全運転 管理者	運行管理者	





別紙様式3 (第12条関係)

公用自動車利用申請書

運行管理者 殿

(運転者)  
氏名

下記のとおり申請します。

記

運行年月日	
公用自動車	
用務内容	
用務先	

運行時間・距離				所見 ※異常があった場合は状況等を記載してください。	
出庫	時	分	km	駆動部	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり ( )
				制御部	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり ( )
入庫	時	分	km	計器類	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり ( )
				その他	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり ( )
給油				内装	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり ( )
				外装	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり ( )

留意事項

- 1 様式については、各団地において事項を追加することができる。

酒気帯び確認記録簿

運転前	確認の日時	年 月 日 ( ) 時 分
	確認の方法	<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他( )
	アルコール検知器使用の有無	<input type="checkbox"/> 有 数値[単位]( [ ] ) <input type="checkbox"/> 無
	酒気帯びの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	指示事項	
	その他必要な事項	
	確認者氏名	
運転後	確認の日時	年 月 日 ( ) 時 分
	確認の方法	<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他( )
	アルコール検知器使用の有無	<input type="checkbox"/> 有 数値[単位]( [ ] ) <input type="checkbox"/> 無
	酒気帯びの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	指示事項	
	その他必要な事項	
	確認者氏名	

【留意事項】

- 1 各団地において事項を追加することができる。

---

安全運転管理者	運行管理者		

年 月 日

無事故・無違反申告書

総括責任者 殿

申告者：氏名

私は、運転者登録の申請（更新）にあたり、過去5年間に於いて下表のとおり無事故・無違反である（違反行為がある）ことを申告します。なお、この申告に偽りがないことを申し立てます。

違反行為の種別	該当欄	違反行為の種別	該当欄
酒酔い運転		消音器不備	
(省略)			
携帯電話使用等（保持）		仮免許練習標識・・・	

【留意事項】

- ①申告文の「申請（更新）」又は「無事故・無違反である（違反行為がある）」の語句は、どちらか二線で消してください。
- ②違反行為がある場合は、上表に該当する違反行為の種別全部を該当欄に○印をして下さい。
- ③この申告書のみで運転者登録（更新）を行わないということではありませんが、虚偽の申告があった場合は運転者登録を行いません。
- ④この個人情報は、運転者登録申請（更新）のために利用し、他に利用しないことを厳守します。